



県章

滋賀県公報

令和7年(2025年)
11月4日
第663号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定(医療福祉推進課)..... 1

児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課)..... 1

○ 公 告

争議行為の通知公告(労働雇用政策課)..... 2

第48期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告(労働雇用政策課)..... 2

令和7年および令和8年経営事項審査実施公告(監理課)..... 5

公共測量実施公告(用地事業支援課)..... 7

公共測量終了公告(用地事業支援課)..... 7

○ 公安委員会告示

道路交通法の規定による車両の使用制限命令に伴う聴聞の告示(交通指導課)..... 7

○ 公安委員会公告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告(交通指導課)..... 7

告 示

滋賀県告示第392号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
重度訪問介護ステーションオウミ	栗東市糺九丁目11番12号	株式会社ワイズ 代表取締役 山本真矢	栗東市糺九丁目11番12号	訪問介護	令和7.11.1	2571201074

滋賀県告示第393号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
ふらっと	彦根市山之脇町28-1シャトル式番館	合同会社diversion	彦根市中央町3-12CGビル4F	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	令和7.11.1	2550200469

放課後等 ディサービス ウィズ・ ユー大宝	栗東市霊仙寺 二丁目13番19 号	合同会社ア ド・コミュニ ティ	栗東市小平井 一丁目17番41 号	児童発達支援 放課後等ディサー ビス	令和7.11.1	2551200237
--------------------------------	-------------------------	-----------------------	-------------------------	--------------------------	----------	------------

公 告

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和7年10月24日付けで2025年秋年末(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和7年11月4日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、滋賀民主医療機関労働組合執行委員長 服部哲から令和7年10月24日付けで2025年度秋闘要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 事件 滋賀民主医療機関労働組合と滋賀民主医療機関連合会に加盟する診療所および施設ならびに滋賀民主医療機関連合会法人連合(滋賀勤労者保健会およびしが医療生活協同組合)との間における争議行為
- 2 日時 令和7年11月6日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 滋賀民主医療機関連合会に加盟する事業所の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

第48期滋賀県労働委員会委員候補者の推薦手続公告

第48期滋賀県労働委員会委員緒方章宏の辞任に伴い、補欠委員を任命するため、労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定に基づき、使用者を代表する者(以下「使用者委員」という。)の候補者の推薦を次により求める。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 推薦の資格を有するもの 滋賀県の区域内のみに組織を有し、かつ、その目的または業務において労働問題を取り扱う使用者団体
- 2 推薦される者の資格 労働組合法(昭和24年法律第174号)第19条の4第1項に規定する者は、委員となることができないほか、委員候補者に推薦される者には、別段の制限はない。ただし、委員の任命に当たっては、国家公務員法(昭和22年法律第120号)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、国会法(昭和22年法律第79号)等の兼職禁止規定による制限を受ける。
- 3 推薦期間 令和7年11月4日(火)から令和7年11月18日(火)まで
- 4 推薦書類 第48期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書(別記様式第1号)に第48期滋賀県労働委員会委員候補者調書(別記様式第2号)を添付して各1部提出すること。
- 5 推薦書提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

別記

様式第1号

第48期滋賀県労働委員会使用者委員候補者推薦書

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

所在地

使用者団体名

代表者氏名

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、第48期滋賀県労働委員会の使用者委員候補者として次の者を推薦します。

ふりがな 氏名	年齢	所属会社、事業所名および地位 (事業所の所在地)	所属する団体	備考
		()		
		()		
		()		

注 被推薦者の連絡先を備考の欄に必ず記載してください。

様式第2号

第48期滋賀県労働委員会委員候補者調書

- 1 現住所
- 2 候補者氏名
- 3 生年月日
- 4 学歴 (最終学校名および卒業年月日を記入すること。)
- 5 職歴 (年月日順に記入すること。)
- 6 労働関係経歴 (年月日順に記入すること。)
- 7 賞罰

令和7年および令和8年経営事項審査実施公告

建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

1 書面による申請に係る申請日および受付場所

- (1) 書面による申請に係る受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和8年1月21日(水)までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
- (3) 組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。

2 書面による申請に係る受付方法

- (1) 令和6年度中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月(決算月)ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
- (2) 新たに経営事項審査申請をしようとする者(個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
- (3) 組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。
専用電話番号 077-527-5678
電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり(閉庁日を除く。)とする。
- (4) (1)により受付日時および場所を指定された者が、経営事項審査電子申請システム(以下「システム」という。)を利用して経営事項審査申請をしようとする場合は、(3)の専用電話番号に連絡し、指定された受付日時および場所を取り消すこと。

3 システムによる申請に係る申請日および受付方法

- (1) システムを利用して経営事項審査申請をする者は、システムが稼働している日および時間において、システム上で申請すること。
- (2) 組織変更および承継をした者については、1(3)および2(3)に定めるところにより、書面による申請を行うこと。

4 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話番号 077-528-4114

別表 令和7年および令和8年経営事項審査申請受付時期(対象:令和7年7月～令和7年9月決算法人)

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申請日	受付場 所	新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話 予約受付期間(閉庁日を除く午前9時から午 後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
大津市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月11日(木)、12日(金)	大津合同庁舎3階3A会議室	令和7年11月11日(火)～令和7年12月5日(金)
	個人	令和7年9月	令和8年1月21日(水)		
草津市 守山市 栗東市 野洲市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月9日(火)、10日(水)	南部合同庁舎別館(草津保健所) 3階大会議室	令和7年12月19日(金)～令和8年1月14日(水)
	個人	令和7年9月	令和8年1月15日(木)	南部合同庁舎本館4階4A会議室	令和7年11月7日(金)～令和7年12月3日(水)
甲賀市 湖南市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月2日(火)	甲賀合同庁舎1階1A会議室	令和7年10月31日(金)～令和7年11月25日(火)
	個人	令和7年9月	令和8年1月13日(火)		
近江八幡市 東近江市 蒲生郡	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月4日(木)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和7年11月4日(火)～令和7年11月27日(木)
	個人	令和7年9月	令和7年12月5日(金)	東近江合同庁舎1階1A会議室	令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)
彦根市 愛知郡 犬上郡	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月14日(水)	東近江合同庁舎3階3C会議室	令和7年12月12日(金)～令和8年1月7日(水)
	個人	令和7年9月	令和8年1月14日(水)		
長浜市 米原市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月8日(月)	湖東合同庁舎1階1C会議室	令和7年11月7日(金)～令和7年12月1日(月)
	個人	令和7年9月	令和8年1月20日(火)		
高島市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月3日(水)	湖北合同庁舎1階第1会議室	令和7年10月31日(金)～令和7年11月26日(水)
	個人	令和7年9月	令和8年1月19日(月)		
高島市	法人	令和7年7月、8月	令和7年12月1日(月)	高島合同庁舎2階2A会議室	令和7年12月19日(金)～令和8年1月9日(金)
	個人	令和7年9月	令和8年1月16日(金)		

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、日野町長 堀江 和博から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 蒲生郡日野町佐久良
- 3 作業の期間 令和7年10月3日から令和7年12月10日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、滋賀県企業庁長 藤原久美子から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年11月4日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量、現地測量)
- 2 作業の地域 湖南市高松町、小砂町、岩根、大池町
- 3 作業の終了日 令和7年9月29日

公安委員会告示**滋賀県公安委員会告示第134号**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令について、同条第3項において準用する同法第75条第4項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行う。

令和7年11月4日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 聴聞の期日 令和7年11月18日(火)午後1時30分開始
- 2 聴聞の場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室

公安委員会公告**駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告**

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

令和7年11月4日

滋賀県公安委員会委員長 北村 嘉英

- 1 駐車監視員資格者講習
 - (1) 講習日程
講習第1日目 令和7年12月16日(火)午前9時から午後5時45分まで
講習第2日目 令和7年12月17日(水)午前9時から午後5時45分まで
修了審査 令和7年12月24日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表等 同日午前11時30分から)
 - (2) 講習場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室
 - (3) 受講定員 10人
 - (4) 受講の申込み 講習を受講しようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。
ア 駐車監視員資格者講習受講申込書
イ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申込者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することかできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
 - (5) 受付期間 令和7年11月11日(火)から同月28日(金)まで(滋賀県の休日定める条例(平成元年滋賀県条例第

10号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前8時30分から午後4時30分までとし、受講申込人員が受講定員に達した場合は、受付を締め切る。

- (6) 講習受講票の交付 郵送により交付する。
- (7) 受講料 受講の申込みをするときに、20,000円の受講料を納入すること。なお、納入した受講料は、受講申込みの受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。
- (8) 携行品 受講票、筆記用具および写真のある身分証明書(運転免許証、旅券等をいう。以下同じ。)

2 駐車監視員資格者認定審査

- (1) 実施日時 令和7年12月24日(水)午前9時から午前10時まで(合格発表等 同日午前11時30分から)
- (2) 実施場所 大津市打出浜1番10号 滋賀県警察本部1階聴聞室
- (3) 審査の方法 審査は、駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施して行う。
- (4) 審査を受ける資格 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者
 - イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者
 - ウ 上記アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者
- (5) 認定の申請 認定を受けようとする者は、県内の各警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課に、次の書類および写真を持参し、提出すること。
 - ア 駐車監視員資格者認定申請書
 - イ (4)に該当する者であることを証する書面
 - ウ 写真2葉(申請前6か月以内に撮影した無帽(申請者が宗教上または医療上の理由により輪郭を識別することのできる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。)、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)
- (6) 受付期間 令和7年11月11日(火)から同月28日(金)まで(休日を除く。)の午前8時30分から午後4時30分まで
- (7) 認定考査受検票の交付 郵送により交付する。
- (8) 手数料 認定の申請をするときに、4,500円の手数料を納入すること。なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、駐車監視員資格者認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。
- (9) 携行品 認定考査受検票、筆記用具および写真のある身分証明書

3 考査結果の提供の求め 考査結果については、次に定めるところによりこれを求めることができる。

- (1) 提供内容 考査または審査の得点
- (2) 提供の場所 滋賀県警察本部交通部交通指導課
- (3) 受付期間および時間 合格発表の日から1か月間(休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) その他 受検者本人が写真のある身分証明書を持参の上、来庁すること。なお、電話による考査結果の問合せには応じない。

4 注意事項

- (1) 駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。
- (2) 駐車監視員資格者証の交付を受けた者であっても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

5 問合せ先および受講申込書等の請求先

- (1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線 5132 または5135)
- (2) 県内の各警察署交通課(大津警察署および草津警察署にあっては、交通第二課)